

解離性同一性障害患者たる被告人の 刑事責任判断・再考

— 近時の裁判例を素材として —

上 原 大 祐

1. はじめに

わが国の判例¹及び通説的見解²は刑事責任能力について、「行為の是非を弁別し（弁識能力）、その弁別に従って行動する能力（行動制御能力）」と定義しており、これを行為時に要求されるもの、としてきた。被告人は通常これらの能力を有しており、精神の障害によってこれらの能力を欠く場合は心神喪失、これらの能力が著しく減退している場合には心神耗弱、とするのである。

ここで注意を要する点がある。すなわち、刑事責任能力とはそもそも何か、という点である。この点については「構成要件に該当する違法な自己の行為について責任を負う能力」と定義される³。すなわち、「自己の行為に責任を負うために要求される精神的能力」というものが責任能力の本質的定義であり、この存否を判断するための基準として、特に意思自由を認める非決定論の立場から示されたものが、先述の「弁識能力・制御能力の有無」と整理されるのである⁴。しかし、現在の刑法学において、この「本質」と「基準」は混同されて議論されている。最初に挙げた見解のように、責任能力の判断「基準」がイコール責任能力の「本質的定義」とされてきたのである。しかし、近年の刑事責任能力判断を巡る状況に照らしてみると、従来の責任能力に関する理解およびその基準の単純な当て嵌めでは解決不可能な事例が出てきている。これが特に先鋭化するのが、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断である⁵。す

¹ 大判昭和6・12・3刑集8巻7号1231頁。

² たとえば、高橋則夫『刑法総論 第4版』（2018・成文堂）354頁。

³ 内藤謙『刑法講義総論（下）I』（1991・有斐閣）786頁。

⁴ これに対し、自由意思を否定する新派の考え方によれば、刑事責任能力の有無の判断基準はすなわち「刑罰適応性の有無」ということになる（代表的なものとして牧野英一『刑法総論下巻』（1959・有斐閣）499頁以下）。

⁵ 解離性同一性障害（Dissociative Identity Disorder。通称DID。DSM-5では、解離性同一症とも呼ばれる）とは、

なわち、通常行為を統御する人格である主人格と、行為時に行為を統御していた人格である副人格が存在する場合、従来の責任能力判断基準に照らせば、誰の（主人格／副人格）の弁識・制御能力に焦点を当てて判断すべきなのであるうか。従来の基準からは、この問題に対する回答は得られないのである。

また、近年の刑事責任能力判断を巡る状況として1つ特筆すべきものとして、平成19年度司法研究『難解な法律概念と裁判員裁判』（2009）において、裁判員裁判における責任能力判断の際の着眼点が提言されたことが挙げられる⁶。特にこの中では「もともとの人格との関係」も、判断の際の着眼点として提言されている。しかし、従来の「行為時の弁識・制御能力」という刑事責任能力の定義と、この着眼点はいかなる関係性を有するのか。もともとの人格と異質のものであったとしても、行為時の弁識・制御能力の存在が肯定されれば、責任能力は認められるはずではないのか。

本稿は、このような問題意識を基盤として、刑事責任能力概念の再構築を試みるための議論の基盤を提えることを目的とするものである。

「a）2 つまたはそれ以上の他と区別できるパーソナリティ状態の存在、もしくは憑依体験の存在、そしてb）反復する健忘エピソード」を特徴とする。診断基準として、以下のものが挙げられる。

- A. 2 つまたはそれ以上の、他とはっきりと区別されるパーソナリティ状態によって特徴づけられた同一性の破綻で、文化によっては憑依体験と記述される。同一性の破綻とは、自己感覚や意志作用感の明らかな不連続を意味し、感情、行動、意識、記憶、知覚、認知、および／または感覚運動機能の変容を伴う。これらの徴候や症状は他の人により観察される場合もあれば、本人から報告される場合もある。
- B. 日々の出来事、重要な個人的情報、および／または心的外傷的な出来事の想起についての空白の繰り返しであり、それらは通常の物忘れでは説明がつかない。
- C. その症状は、臨時的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。
- D. その障害は、広く受け入れられた文化的または宗教的な慣習の正常な部分とはいえない。
注：子どもの場合、その症状は想像上の遊び友達または他の空想的遊びとしてうまく説明されるものではない。
- E. その症状は物質（例、アルコール中毒時のブラックアウトまたは混乱した行動）や他の医学的疾患（例、複雑部分発作）の生理学的作用によるものではない。（米国精神医学会（高橋三郎・大野裕監訳）『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』（2014・医学書院）290頁）

⁶ この提言に関する分析として、たとえば竹川俊也『刑事責任能力論』（2018・成文堂）239頁以下。

2. 解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を判断した近年の裁判例の動向

「1. はじめに」で示した問題意識は先述のように、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断に関する指針を示すことを主眼としたものであった。そこでまずは、この問題に関する現在の状況について概観しておくことは有益である。

筆者はこれまで、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任をテーマとして研究を重ねてきた⁷。近年、解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任について判断した裁判例が複数出されており、この問題に関する裁判所の判断の流れについて改めて確認しておくことが意義があると思われる⁸。本稿では、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力について扱った近年の裁判例を、時系列順に概観する⁹。

ここでまず、「解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任について判断した裁判例」という言葉の定義を確認しておく必要がある。すなわち、本稿で扱う

⁷ 拙稿「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる考察：アメリカにおける議論を素材として」*広島法学* 27巻4号（2004）185-209頁、同「刑事責任と人格の同一性（1）アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として」*広島法学* 32巻4号（2009）97-120頁および「同（2・完）」*広島法学* 33巻1号（2009）15-42頁、同「刑事責任判断における人格同一性の位置づけ」*鹿児島大学法学論集*46巻2号（2012）1-31頁、同「人格同一性と刑事責任能力」*広島法学*39巻3号（2016）130-154頁。その他、わが国の刑法学者がこの問題について考察した論考として、川口浩一「多重人格と責任能力」*犯罪と刑罰* 11号（1995）99頁以下、同「解離性同一性障害（多重人格）と刑事責任—わが国の事例を中心として—」*奈良法学会雑誌* 11巻2号（1998）1頁以下、野阪滋男「精神障害と責任能力—主として多重人格障害について—」*『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的展開』*（2000・成文堂）341頁以下、佐久間修「現代社会と刑法（16）補論（1）責任能力の判定基準をめぐる判例の動向—多重人格者による連続少女誘拐・殺人事件を素材として—」*季刊現代警察*88号（2000）70頁以下、緒方あゆみ「判例研究—解離性同一性障害と刑事責任能力—東京高裁平成21年4月28日判決」*明治学院大学法学研究*90号（2011）533頁以下。

⁸ なお、本稿で扱う裁判例は、判決文が公表されているもの、もしくは判決文入手できたものに限られる。本稿執筆中に、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力について扱った裁判例に関する過去の報道に触れる機会があったが（神戸地裁平成20・6・3（毎日新聞兵庫版2008年6月4日23面）、神戸地裁姫路支部判決平成22・12・13（毎日新聞2010年12月14日29面））、これらは検討の対象外とする。

⁹ 本稿で扱う以前の裁判例の流れに関しては、拙稿前掲注7「人格同一性と刑事責任能力」146~154頁にて整理している。

裁判例は「裁判所が、被告人が解離性同一性障害を患っていることを認定した上で行った刑事責任判断」に限られる、ということである。以下で挙げる裁判例の他にも、鑑定意見等で被告人が解離性同一性障害にり患している旨主張されたものの、裁判所がこれを退けた裁判例もあるが¹⁰、本稿ではこれらは対象とはしない。

① 名古屋高等裁判所金沢支部判決平成28年3月10日¹¹

被告人は、従来より非典型の解離性同一性障害にり患していた、と疑われるものであるところ、平成25年6月11日午後9時22分頃、自転車で通行中の被害者に対し、いきなり「言うことを聞かないと殺す」などと申し向け、被害者の腕を掴んで見通しがよくない本件犯行現場まで連行し、持っていたナイフを示して脅迫し、その反抗を抑圧した上、わいせつ行為を加えたものである。なお、被告人には本件犯行以前の前科前歴は無い。第一審判決（金沢地裁判決平成27・3・27）は、被告人が解離性同一性障害にり患していること自体を否定し、懲役2年8月の実刑に処した。弁護側は、これを不服として控訴した。

これを受け、控訴審裁判所は原審の判断と異なり、被告人が解離性同一性障害にり患していると認定したうえで、それは刑事責任能力判断に著しい影響を与える程度のものではない、として被告人に完全責任能力を認めた。しかし量刑判断においては、なおこの障害が行為時の被告人の是非弁別能力・制御能力にまったく影響を与えなかったとは言い切れない、として、原審判決に関して

¹⁰ たとえば東京高判平成13・6・28判例タイムズ1071号108頁、福岡高等裁判所宮崎支部平成29年4月27日判決（LEX/DB文献番号25545830）等。また、東京高判平成17・9・13（LEX/DB文献番号28135297）は、解離性同一性障害のり患自体は認めたものの、その影響は軽度である、との鑑定意見に基づいて、解離性同一性障害の影響を考慮外とした。同様に、被告人側が、犯行当時、被告人は解離性同一性障害にり患しており、犯行時には解離状態に陥っていたので、心神喪失もしくは心神耗弱の状態にあった、と主張したのに対し、解離性障害のり患自体は否定しなかったものの（解離性同一性障害と特定はしていない）、犯行時に解離状態にあったことは否定し、完全責任能力を認めた大津地判平成24年6月21日（LEX/DB文献番号25481904）もある。

¹¹ LEX/DB文献番号25542891。なお、この判決について筆者が評釈したものとして、拙稿「判例研究 解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力および量刑に関する判断：名古屋高裁金沢支部平成28年3月10日判決（平成27年（う）第37号強制わいせつ被告事件）」鹿児島大学法学論集51巻2号（2017）187～200頁。

不当に重い量刑をしたものであるとして、被告人を実刑に処した原審判決を破棄し、被告人に対し懲役3年保護観察付き執行猶予5年を言い渡した。

② 大阪地方裁判所堺支部判決平成28年12月6日¹²

被告人は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づいた裁判所からの保護命令により、接触が禁止されていた別居中の妻と一緒にいた男性を車ではねて殺害しようとしたが、これを遂げなかったものである。殺人未遂罪の他、被告人は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の各罪に関し、起訴された。

裁判所は本件殺害行為につき、殺意を認定したほか、被告人が解離性同一性障害にり患しており、責任能力が著しく減退していた、との弁護側の主張に対して検討を加えている。まず裁判所は、被告人を解離性同一性障害であると診断し、本件犯行当時もこの症状が現れていた、とする鑑定人の鑑定意見に関し、鑑定人の臨床経験等を踏まえ、この信頼性を積極的に否定はしない。その上で裁判所は、本件犯行に至るまでの被告人の言動を検討し、「本件犯行は、ひとりの人間が、ごく普通の認識と判断を積み重ね、悩みながらも一貫した行動をとった結果に他ならない」と評価する。その上で裁判所は「被告人の供述する頻繁な「人格」の交代が生じていたとしても、それらが各々、状況に応じた行動をとっていることになるし、被告人の供述によっても、それらの間でかなりの程度の情報共有がされていることになる。また、中学・高校時代にも、(被害者と：括弧内筆者)知り合って以降の時期にも、被告人に人格交代による社会生活上の支障が生じていた様子はいかがわれない。これらの事情に照らすと、ここで「人格」と呼ばれているものは、被告人というひとりの人間の中にある様々な感情と同視し得るものといえ・・・犯行をためらうものや、犯行を決意して実行に移したものなどのそれぞれを「人格」と呼んで個別に検討の対象としなければならない理由はない」と結論づけ、被告人の刑事責任能力を検討する上で解離性同一性障害の影響を考慮する必要は無い、として、被告人に完全責任能力を認め、被告人に懲役5年を言い渡した。なお、量刑判断においては、

¹² LEX/DB文献番号25544870

解離性同一性障害に特に言及はしていない。

③ 東京高等裁判所判決平成29年12月14日¹³

被告人は、被害者に睡眠薬を混入した飲料を飲ませて昏睡状態にさせた上で金品を奪う昏睡強盗4件、窃盗2件および内1件に伴う住居侵入によって起訴されたものである。被告人は生まれたときの性別は女性であったものの、小学校の頃から自分の性別に違和感を感じるようになり、成人後、自身を性同一性障害であると明確に認識するようになり、本件各犯行の前後の時期は、男性物の衣類を身に着け、髪の毛を短くする等、平素は男性として振る舞っていた。しかし、本件各犯行時においては、被告人はロングヘアのウィッグを装着し、女性物の衣類を身に着け、女性の名前を名乗る等、女性としての振る舞いをしていた。裁判所はこれらの行動は、平素の被告人の行動とは異なるものであることは認定している。これらの平素の被告人の行動と本件各犯行時の被告人の行動の相違を受けて弁護人は、被告人は解離性同一性障害を患っており、本件各犯行は、被告人の平素の人格とは異なる別人格によって行われたものであり、本件各犯行当時、主人格はこれに対する弁識・制御能力を有さず、責任無能力である、と主張した。

これを受けて第1審裁判所は被告人の刑事責任能力について検討し、被告人が解離性同一性障害にり患しているという鑑定意見についてはこれを退けることはしなかった。しかし、被告人が犯行に用いた衣服の管理や被告人の犯行時の行動等と比較しつつ検討し、本件各犯行が別人格によるものであるとする鑑定意見については、本件各犯行が別人格によるものであるとすると説明が困難となる事情が複数あるとしてこれを退け、本件各犯行は被告人の平素の人格状態によって行われたものであると認定し、結論として被告人に完全責任能力を認め、被告人を懲役10年に処した¹⁴。被告人側はこれを不服として控訴した。

これを受けて控訴審裁判所は検討の結果、原審判決の判断を支持し、控訴を棄却した。その論理は以下の通りである。すなわち、まず、弁護側が、原審判

¹³ LEX/DB文献番号25549496

¹⁴ 東京地判平成29・4・28 LEX/DB文献番号25448679

決が原審において取り調べられた2つの鑑定意見のうち1つは「本件各犯行当時、被告人は、解離性同一性障害の状態になかった」としているのに対し、何の判断も示さず、被告人が解離性同一性障害にり患しているかどうかに関して明言していないことを批判するのに対し、弁護側が指摘する鑑定意見も、本件犯行当時以外の被告人については解離性同一性障害にり患していることを否定しているものではないことから、被告人に解離性同一性障害の存在を認めるもう一つの鑑定意見と矛盾するものではない、としてこれを退け、「本件において検討すべきなのは、本件各犯行がどのような人格状態の下で行われたのかという点である」と述べる。その上で、原審判決も同旨の理解に立脚して判断を行っているものである、として、弁護側の批判を退けた。続いて控訴審裁判所は、被告人が犯行時に解離性同一性障害にり患していることを認める原審での鑑定に基づき、本件各犯行が別人格によって行われたものであり刑事責任能力は無かった、とする弁護側の意見に関して、犯行に用いた衣類の管理や犯行時の被告人の行動から、本件各犯行は被告人の平素の人格によって行われたものだ、との原審の判断を支持し、弁護側の事実誤認の主張を退けたのである。なお、第一審判決も控訴審判決も、量刑判断において、被告人が解離性同一性障害にり患していることについては特に言及していない。

④ 東京高等裁判所判決平成30年2月27日¹⁵

被告人は本件犯行以前にも窃盗罪で執行猶予付きの有罪判決を受けていたのであるが、その執行猶予期間中に再度万引きをし、窃盗罪で逮捕・起訴されたものである。捜査段階で被告人の精神状態について簡易鑑定を行った鑑定医は被告人の犯行当時の精神状態につき、摂食障害を患っていることは肯定したが、解離性同一性障害に罹患していたことは否定した。これに対し、第一審で裁判所からの依頼を受けて被告人の精神鑑定を行った鑑定医は、被告人が摂食障害および解離性同一性障害に罹患していたと診断し、行為時には被告人は別人格となっていた可能性を指摘した。しかし鑑定人は、本件犯行を被告人自身が望んでいた可能性をも指摘し、解離性同一性障害が本件犯行に及ぼした影響は大

¹⁵ 判例集未搭載

きくはない、と結論づけた。これを受けて第一審裁判所は、被告人が本件犯行当時、摂食障害及び解離性同一性障害に罹患していたと認定したが、本件犯行当時、被告人が別人格の状態にあった、との被告人の公判供述等はこれを否定し、被告人は犯行当時、主人格の状態で行った、として、完全責任能力を認めた¹⁶。その上で、被告人が摂食障害や解離性同一性障害を患っていることを量刑事情として考慮し、被告人に再度の執行猶予を認め、懲役1年保護観察付き執行猶予3年を言い渡した¹⁷。これに対し、検察側が量刑不当を理由として控訴した。

これを受けて控訴審裁判所は検討の結果、原判決を破棄し、被告人が本件犯行当時、心神耗弱状態にあったと認定した上で、被告人に懲役1年保護観察付き執行猶予3年を言い渡したのである。すなわち、控訴審裁判所は、原判決が被告人が本件犯行当時解離性同一性障害に罹患していたと認定したことは是認したものの、被告人が本件犯行当時別人格状態にあったとの原審公判供述の信用性を否定したのに対し、経験則に照らして被告人の原審公判供述の信用性を肯定し、被告人が本件犯行当時、別人格の状態にあった、と認定した。その上で、解離性同一性障害患者たる者が副人格の状態で行行に及んだ場合、一律に刑事責任を否定すべき、との見解に関してはこれを否定し、「解離性同一性障害に罹患した者については、副人格が現れた点を含む同障害の症状の態様や程

¹⁶ 静岡地判平成29・7・18（判例集未搭載）

¹⁷ 摂食障害が、特に窃盗癖等の他の精神障害と関連している場合に、刑事責任能力判断に影響を及ぼす可能性についても1つの論点であり得るが、これは現在の筆者の能力を超えるものであり、今後の課題としたい。被告人が摂食障害や窃盗癖を患う場合、処罰よりも治療を優先すべきとの判断も、1つの考え方としては有り得るであろう（たとえば林大悟「クレプトマニア（窃盗癖）の刑事弁護」季刊刑事弁護87号（2016）66～69頁）。摂食障害（判決内では神経性食思不振症）を根拠として心神喪失を認めた判例として大阪高判昭和59・3・27判例時報1116号140頁、広汎性発達障害と摂食障害および窃盗癖が結びついた場合の被告人につき、心神耗弱を認めた裁判例として大阪地方裁判所岸和田支部平成28・4・25判決（LEX/DB文献番号25543001）、摂食障害が責任能力判断に影響を与える可能性を指摘した裁判例として東京高裁平成21・11・27（評釈として中島宏「判例レビュー 執行猶予期間中の犯罪行為につき摂食障害で責任能力が否定される可能性があるとして、善行保持義務違反による執行猶予の取消しを否定した事例」東京高等裁判所平成21.11.27決定）刑事弁護63号（2010）212-215頁）。その他、摂食障害（神経性やせ症）を量刑事情に含め、被告人に再度の執行猶予を認めたものとして前橋地方裁判所太田支部平成30・12・3判決（LEX/DB文献番号25449858）があるが、本件に関しては被告人が窃盗癖を患っていた、との報道がなされている。

度によって、どのような影響を受け、犯行に及んだかを検討し、その責任能力を判断すべき」と述べた。

このような規範の下、控訴審裁判所は被告人の刑事責任能力について、以下のように考察を進めた。すなわち、まず、被告人に完全責任能力が認められるか、について、主人格が人格状態の交代については認識していたものの、これをコントロールしたり交代を阻止したりすることはできなかったこと、及び、副人格が長期間社会生活を送る中で内省を深めることや、主人格である被告人が内省したり後悔したりしても、これが副人格の内省等に影響を与えるような関係にはなかったこと、等を挙げて、これを否定した。その上で、行為時、副人格の状態にあった被告人の行動から、副人格が行為の違法性を全く欠いていたとは認められないこと、副人格の行為が主人格たる被告人の願望を実現した側面もうかがえること、主人格と副人格が全く相容れない人格状態とまでは言えないこと、等を根拠に、行為時の副人格は「社会生活一般に関して相応の判断能力や行動制御能力を備えているようにみられるのであって、主人格の状態の被告人と断絶したものではな（い：括弧内筆者）」と述べ、結論として、副人格の状態にあった被告人は、行為について「その善悪を判断する能力や、衝動を制御する能力が、完全に失われるには至っておらず、それが著しく低下した状態であったとみることができるから、被告人は、本件各犯行当時、解離性同一性障害の影響により、心神耗弱の状態にあった」と結論づけた。その上で量刑判断において「被告人は、本件当時、解離性同一性障害にり患しており、その影響により、万引き等の逸脱行動に関し抵抗感が乏しい心神耗弱の状態で各犯行に及んだものと認められる上、再犯防止の観点からすると、解離性同一性障害により、副人格の状態で行われ、自己の犯罪であると実感し難い本件においては、処罰を受けるよりも、解離性同一性障害について治療を進めることが有効である」と述べて、被告人に再度の執行猶予を認めた原審裁判所の判断を支持した。

⑤ 大阪高等裁判所平成30年5月25日判決¹⁸

被告人は被害者と交際し同棲していたが、被害者から別れ話をされた上、被害者に被害者のかつての交際相手が同行していたことなどから、絶望や怒りなどを動機として、被害者を包丁で刺殺したものである。弁護側は、殺害されることに関する被害者の承諾があった旨を主張すると共に、被告人が解離性同一性障害¹⁹にり患しており、犯行当時、被告人は行動制御能力を欠いており、心神喪失の状態にあった旨を主張した。

これを受けて第一審裁判所²⁰は、犯行当時の被告人の刑事責任能力について検討した。すなわち、被告人が解離性同一性障害にり患しているとする鑑定意見の信用性を肯定した上で、被告人には複数の人格状態が存在していたが、相互に記憶の共有が可能な場合もあるなど、解離の程度は不完全であること、被害者と交際していた間の主人格と実際に犯行に及んだ人格は同一人格であることを認定した。そしてこれらの理由から、犯行人格であり主人格でもある人格状態に着目して被告人の責任能力について判断すべき、と述べ、犯行時の被告人の動機や行為態様および行為後の被告人の反応等から、本件犯行に解離性同一性障害の影響は認められず、被告人の行動制御能力に問題は無かった、と判断し、被告人に完全責任能力を認め、被告人に対し、懲役16年を言い渡した。

これに対し弁護側は、被告人が被害者を殺害した動機、被告人における主人格の認定およびこれに基づく刑事責任能力判断について異議を唱え、控訴した。これを受けて、控訴審裁判所は、被告人の被害者殺害の動機について、被告人側が主張するように事前の同意に基づくものなどではなく、怒り等の感情が直接の動機である、と認定した。また、弁護側が被告人の主人格について、「元々あるいはオリジナルな人格」とする主張をしたのに対し、被告人の主人格について「任意の期間において最大時間、体を管理的に支配している（人格であり：括弧内筆者）・・・被告人の場合には被害者との恋愛関係が続いていた期間及び本件犯行当時（に体を支配していた人格：括弧内筆者）」との定義に基づい

¹⁸ LEX/DB文献番号25561004.

¹⁹ 本判決中では「解離性同一症」の用語が用いられているが、本稿中では、「解離性同一性障害」の用語で統一する。

²⁰ 大阪地判平成29・11・2 LEX/DB文献番号25549646.

て、本件犯行を行ったのは主人格である、と認定した。その上で被告人に対し完全責任能力を認めた原審判断を肯定したのである。なお、量刑判断においては、一般論として、解離性同一性障害の影響次第では、この障害を量刑事情として考慮するのが相当な場合もある、としつつも、本件の場合、被告人には「責任能力の減退は特になかったか、あったとしてもごく軽微なものに止まる」として、量刑上、解離性同一性障害の影響を考慮しなかった原審の量刑判断を支持した。

⑥ まとめ

ここまで概観してきた裁判例の流れを整理してみよう。まず、同じ「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任について判断した裁判例」と言っても、主人格が行為を行った事例か、副人格が行為を行った事例か、で区別する必要がある。③⑤の事例においては、行為を行ったのが主人格であることが認定されている。それに対し、①②④の事例では、主人格／副人格の区別につき明言していないものもあるが、解離性同一性障害の存在について言及していることから判断するに、行為を行ったのは副人格である、との前提に基づいて判断している、と解釈することができる。

このように区別した上で、まず主人格が行為を行った場合③⑤については、裁判所は解離性同一性障害が責任能力判断にも量刑判断にも影響を及ぼさないものとして扱っている。これに対し、副人格が行為を行った場合と見なし得る①②④の事例においては、それぞれ判断が異なってくる。すなわち、②の裁判例は、解離性同一性障害の存在を、責任能力判断に影響を及ぼす事情としても量刑事情としても扱わないのに対し、①の裁判例は、解離性同一性障害の存在を、責任能力判断に影響を及ぼす事情とはしなかったものの、量刑事情として積極的に取り入れた。これに対し④の裁判例は、解離性同一性障害の存在を、刑事責任能力判断に影響を及ぼす事情として取り入れたのである。

筆者は以前拙稿の中で、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断に関し、「行為時に主人格が行為を弁識・制御できなかった場合は責任無能

力」²¹とする基準を提示した。すなわち、副人格が行為を行なったという事情は、責任能力判断そのものに影響を及ぼす、と捉えるのである。この考え方に基づけば、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を判断する上で、正しい結論を示したと評価できるものは④の裁判例のみ、ということになる²²。特に、行為時の人格と主人格の関係についても言及する点で、④の裁判例は評価に値する。しかしここで、④の裁判例が被告人に心神耗弱を認めたものであって、心神喪失を認めたものではない、という点は注意を要する。これに関しては、④の高裁はグローバル・アプローチを原則として採用しつつ、副人格と主人格の関連性や、副人格が主人格の願望を実現した側面もうかがえること、に特に言及して、主人格と副人格が全く相容れない人格状態とまでは言えない、として、心神耗弱という判断を示した、とも考えられる。裏を返せば、このような特別な事情が無い場合、副人格の行為について主人格が全くの無関係である、という場合には心神喪失となる、という判断に途を開いたもの、と評価できる。しかし、この解釈からすれば、④の高裁が副人格の「内省」に言及している点に疑問が残る。これをどう捉えるべきであろうか。この点について、後ほど詳細に検討する。

続いて、筆者の示した基準に照らせば、主人格が行為を弁識・統御している場合には完全責任能力が認められることになるから、③⑤の裁判例の判断も是認し得るものである。残るは、副人格が行為を行ったにも関わらず完全責任能力を認めた①②の裁判例である。②の裁判例では解離性同一性障害患者の中にある「人格」を「被告人というひとりの人間の中にある様々な感情と同視し得るもの」と述べ、刑事責任能力判断において解離性同一性障害の影響を考慮する必要性を否定した。しかしこれは、解離性同一性障害の本質を無視した、あまりにも時代遅れな判断としか言いようがない。これに対し①の裁判例は、解離性同一性障害が被告人の刑事責任に影響を及ぼし得る事情と考え、被告人に有利な量刑事情として取り入れるべき、との規範を提示したことは評価し得る。

²¹ このように、主人格に焦点を当てる判断方法は「グローバル・アプローチ」と呼ばれる。これに対し、行為時に行為を統御していた人格に焦点を当てる判断方法は「個別人格アプローチ」と呼ばれる。

²² その他、グローバル・アプローチを採用した、と評し得る裁判例として、東京地判平成20・5・27（LEX/DB番号25481904）

しかし、その取り入れる方法が「障害が刑事責任能力に著しい影響を及ぼしたとは言えないが、まったく影響を与えなかったとも言い切れない」ということで、量刑事情としてしまう、というのでは、あまりにも玉虫色の解決、との諷りを免れ得ない。障害が犯行に具体的にどのような影響を及ぼしたのか、もしくは及ばなかったのか、理論的根拠を明確に示すべきであった。

これまで見てきたように、また、注9で言及の論文で紹介する過去の裁判例の流れに照らしてみても、わが国において、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を判断する明確な基準は確立していない、というのが現状である。時系列的に見るならば、解離性同一性障害が比較的近年、精神医学界においてその存在が認められるようになってきた障害であり、裁判所としては当初はそもそもこの障害を責任能力判断において考慮しない、という立場を採っていたものの、次第に量刑事情として考慮するようになり、やがて東京地判平成20・5・27のように、グローバル・アプローチを採用する判決も出てきた、という状況である。先述のように、筆者はグローバル・アプローチこそが、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断の基準として採るべきものと考ええる。ではなぜ、この基準に基づいて判断すべきなのか。これに関して、詳しくは後述するが、刑法は犯罪と刑罰の前提を如何なるものとして措定し、これに基づく刑事責任概念とは如何なるものか、ということの問題とすべきである、と考えられる。この点に関し、刑事責任能力判断との関係で、④の高裁判決が繰り返し主人格と副人格の「内省」に言及していることが注目に値する。この「内省」という言葉に関し、たとえば広辞苑第七版は「深く自己をかえりみること。反省」と定義する²³。従って、内省の対象となるのは「過去に自分が行ったことや関係したこと」である。しかし考えてみて欲しい。従来の刑事責任能力判断の基準は行為時の弁識・制御能力である。「過去に自分が行ったことや関係したこと」がこれに何の関係があるのか。まったくの無関係ではないか。

従来の責任能力判断基準に基づいて「(行為時以前の)過去の事象は責任能力判断とは何の関係も無い。「内省」に言及する④の高裁判決は余計な判断をしている」と批判し、切って捨てることは簡単である。しかし筆者は、解離性

²³ 新村出『広辞苑第七版』(2018・岩波書店) 2149頁

同一性障害患者たる被告人の刑事責任を判断するための基準を導く鍵がここに隠されていると考える。キーワードは「人格の同一性」である。次章では、アメリカで解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任について考察したRobert F.Schoppの議論を参照しつつ、④の高裁判決の理論構成をさらに深く分析する。

3. Schoppの議論および東京高判平成30・2・27の分析

東京高判平成30・2・27の分析の前に、アメリカで解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力について考察を行ったRobert F.Schoppの議論を概観する。

(1) Schoppの議論

解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る状況については、アメリカにおいて先行的に議論がなされてきた²⁴。その中でもRobert F. Schoppは、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を判断するための基準を、より包括的な規範理論から導くべき、として考察を行う²⁵。Schoppは刑法の第一義的な目的として、刑罰による事前威嚇、すなわち一般予防を措定した後、実際に犯罪を犯した場合の刑罰の正当化根拠としては、これを応報と位置付ける。そして、刑法が行為者に順法を求めるためのメカニズムとして、行為の時点に行為者が行為を行った場合と行わなかった場合の結果を比較考量し、刑罰という不快を避けるために違法行為に出ない、という選択をする、ということを描定する(Schoppはこれを実践的理性的判断【practical reasoning】と呼ぶ)。このメカニズムが法の名宛人において有効に機能するためには、行為選択の時点において行為者は、違法行為を選択した場合に将来刑を科される者が自分自身である、すなわち自分と同一性を有することが理解できていなければならない。

²⁴ たとえばSouthern California Interdisciplinary Law Journal Vol.10,Issue 2, Spring 2001は解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断に関する特集を組んでいる。これらの考察について概説したものとして、拙稿前掲注7.「刑事責任と人格の同一性(1)」「同(2・完)」。

²⁵ Robert F. Schopp, Multiple Personality Disorder, Accountable Agency, and Criminal Acts, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol.10, Issue2, Spring 2001,at297-334. Schoppの議論についての紹介は拙稿前掲注7.「刑事責任と人格の同一性(2・完)」16頁以下参照。

それゆえ、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断において、副人格が行為を行った場合、刑罰を科されるのは通常主人格であり、行為主体と受刑主体は同一性を有さない、ということになる。それゆえ、刑法が順法を要求するためのメカニズムが適切に機能していないため、副人格が行った行為に関して、主人格によって代表される被告人全体には刑事責任を問うことはできない、としてグローバル・アプローチを支持するのである。

(2) 東京高判平成30・2・27の分析

Schoppの見解に照らして考えてみた場合、東京高判平成30・2・27はどのように分析されるであろうか。先に述べたように、東京高判平成30・2・27は主人格・副人格の「内省」に言及する。この「内省」をより詳細に分析してみよう。

東京高判平成30・2・27が検討の主眼としているのは、行為時に行為を統御していた副人格の弁識・制御能力であり、この副人格が、主人格たる被告人の状況を認識し、または副人格自身が長期間社会生活を送ることによって、「内省」を深めることができたとは認定できず、また主人格が内省したり後悔したりしても、これが副人格の「内省」に影響を与えるような関係にあったとも認められないので、万引き行為について完全責任能力があったとは認められない（が、「万引きが許されない行為であるとの意識を全く欠いていたとは認められ（ず：括弧内筆者）」「主人格の状態の被告人の願望を実現したという側面もうかがえる」「（行為時の副人格は：括弧内筆者）主人格の状態の被告人とは・・・全く相容れない人格状態とはみられない」として、心神耗弱）、としたのである。このように分析すると、「内省」が副人格の弁識・制御能力に影響を与えるもの、と考えていることが理解できる。換言すれば、十分な深い「内省」をそれまでに積み重ねて来ていれば、行為時の副人格は弁識・制御能力を備えていたはずだが、これが足りていないが故に、弁識・制御能力が著しく減退している、と裁判所は判断しているのである。このことは裁判所が量刑判断のところで、被告人の精神状態に関し「被告人は、本件当時、解離性同一性障害にり患っており、その影響により、万引き等の逸脱行動に関し抵抗感が乏しい・・・状態でご犯行に及んだものと認められる」と述べていることから理解できる。しかし、これはいったいどういう意味なのであろうか。

ここで、先の「内省」という言葉の定義が問題となる。内省とは「過去に自分が行ったこと（や関係したこと）に対する反省」と定義することができよう。この文脈における「過去」とは、犯罪行為以前のことを指すであろう。であれば、「内省が足りていれば完全な弁識・制御能力を有している」というのは、「過去に行ったことを反省していれば、行為の時点において行為の違法性を弁識し、これに基づいて自己の行為を制御できたはず」という趣旨になる。では何故、「反省が行為選択に影響を及ぼす」のか。

ここで、Schoppの述べる実践的理性的判断の視点は解釈の1つの指針となるだろう。これは、行為者の自由意思を前提として、違法行為に出た場合と出なかった場合を比較して、違法行為に出た場合の結果、すなわち刑罰という不快を避けるために、行為者が違法行為に出ないことを選択する、という事であり、立法段階では法はこのような人間像を指定している、というものであった。このような判断を行う能力は一朝一夕で身につくものではない。このことは解離性同一性障害に患しているのではない通常人について考えてみると分かるであろう。刑法が14歳未満の者を一律に責任能力なしとし、14歳以上であっても未成年の者に関しては刑事責任を問うことも可能ではあるが、少年法による特別な処遇を優先させるのは何故か。これに関しては従来の刑法学からは、少年の可塑性に配慮した刑事政策的配慮、と説明されるが、同時に、少年の未熟さに対する配慮、とも述べられる。ではこの「未熟さ」とは具体的にはどういうことか。「未熟であるから、自己の行為の是非弁別ができない」からではない。窃盗などのような主たる犯罪が悪い、すなわち違法な行為であることは、少年であっても当然に理解できている。であれば、鍵となるのは責任能力のうち1つの要素、制御能力であろう。すなわち、少年は自己の行為を違法なものと弁識する能力は、成人と同じように有しているが、この弁識に基づいて自己の行為をコントロールする能力が大人に比して未熟であるが故に、特別の取り扱いが定められている、と考えられる²⁶。では、少年の行動制御能力は何故未熟なのか。思うに、成人の場合、長期的な視点に立って物事を判断するがゆ

²⁶ 脳科学的観点から少年の制御能力の未熟さを指摘するものとして、犯罪社会学研究42号（2017）4頁以下が「課題研究 脳科学と少年司法」として特集を組んでいる。

えに、犯罪行為を行った場合の結果としての刑罰という不快を避けるために適法行為を選択することができる。これに対して少年の場合、この長期的な視野に立った判断を行う能力が未成熟であるがゆえに、犯罪行為への衝動・誘惑を感じた際に、その結果を予想して行動を制御し選択していく、という能力が未熟、ということになるのではないか。換言すれば、成人として完全な責任を問うためには、行為の結果（すなわち刑罰）を予期し、これに基づいて行為を制御してゆく能力が必要となるのである。この能力は一朝一夕で身につくものではない。成人になるまでの間に様々な経験をし、内省をして、「悪いことをしたら処罰などの悪い結果を被ることになるから、悪いことは止めておこう」という判断を身につけていくのであり、その能力を身につけるまでの猶予期間として、刑事未成年の期間が存在するのである。このように考えると、完全な刑事責任能力が認められるためには、その前提として一定の期間に渡る、ある意味での社会経験が必要になることが理解できる。

では、刑事責任能力概念をこのように整理したうえで、東京高判平成30・2・27が述べた「内省」と刑事責任能力の関係を改めて見てみると、どのように整理できるか。副人格は、これまで主として社会生活を送ってきた主人格の状況を認識し、または自身が長期間社会生活を送って、「悪いことをしたら、処罰等の悪い結果を被る」という経験をしたことが少なく（もしくは皆無であり）、それゆえ「過去に悪いことをしたら悪い結果を被った。今後は悪いことは止めておこう」という判断、これが内省であろう、これを行う能力が十分に発達せず、それゆえ、違法行為に対する衝動を制御し、自己の行為をコントロールする能力が未成熟であった、言い換えれば行動制御能力が著しく低下した状態にあった、という評価になる、と考えられるのである²⁷。

これは、刑事責任能力とは行為時の弁識・制御能力のことである、という従来の概念に基づきつつ、解離性同一性障害の特性を考慮して行われた判断、ということができる。副人格が行った行為につき、解離性同一性障害患者たる被

²⁷ この考え方を突き詰めると、東京高判平成30・2・27が示したように、副人格が行為を行った場合の被告人の刑事責任は原則として「心神耗弱」とする（例外的な場合にのみ心神喪失が認められる）可能性も考えられるが、この点については今後の検討課題としたい。

告人の刑事責任能力を否定する判断に途を開いた、という意味では、東京高判平成30・2・27は私見の立場からも評価できるものである。しかし、私見は刑事責任能力概念自体を、行為時に限定されるものではなく、行為時から裁判時までの通時的事情を考慮して判断されるべき概念、と考える点で、東京高判平成30・2・27の判断と完全に一致するものではない。では、私見の刑事責任能力概念は如何なるものか。これに関しては、近年主張されている、応報刑論のルネッサンスと呼称される議論に照らして考察することが有益であると思われる²⁸。今後の課題として検討したい。

4. 結語

ここまで見てきたように、東京高判平成30・2・27は、解離性同一性障害を患う被告人の内の副人格が行為を行った場合に、これを刑事責任能力判断自体に影響を及ぼし得る事情として扱う点で、東京地判平成20・5・27と共に、グローバル・アプローチを採用すべき、とする私見の立場からも評価し得るものであった。しかし、その論理構成としては、東京高判平成30・2・27は私見とは必ずしも軌を一にするものではない。たしかに、東京高判平成30・2・27は、解離性同一性障害という精神障害の特殊性を考慮に入れた判断ではあるものの、その責任能力判断の主眼は行為時の副人格に置かれている、と評価し得るものであり、むしろそれ以前の裁判例と同様に、個別人格アプローチに軸足を置きつつ、解離性同一性障害の特殊性を考慮に入れたもの、と評価し得るであろう。ここでは、従来被告人自身と見なされる人格状態である主人格との関係は背後に追いやられている。しかし、私見はむしろ、主人格が行為時の副人格の行為を認識・制御できたか、という点に焦点を当てるべき、と考えるものである。このように考えるのは何故か。それはすなわち、刑事責任について「行為時に犯罪を行ったことを契機として受刑時に刑罰というかたちで当該人に問われるものであり、裁判時にその有無が判断されるもの」と捉えるからであり、行為時だけに着目すればよいものではなく、行為時・裁判時・受刑時を通して通時的に

²⁸ たとえば飯島暢「応報刑論のルネッサンスの射程とその課題」刑事法ジャーナル54号（2017）11頁以下。

考察すべきもの、と考えるからである。これは、刑罰の正当化根拠を応報に置く私見の立場から導き出されるものである²⁹。そして、この考え方からすれば、責任能力は第一義的には行為時の弁識・行動制御能力と定義されるが、それだけで足りるものではなく、受刑時に帰責できるための精神的能力、という二段階の構造を持つ能力として定義されるであろう。そして、これを有するかどうかは裁判時に判断されることになるのである。

しかし、このように定義される筆者の刑事責任能力概念に関しては、それは責任能力ではなく訴訟能力もしくは受刑能力の問題なのではないか、という批判があるかもしれない³⁰。しかし、筆者としては、訴訟能力は、まさに裁判時において、公判の場で行われていることを理解し、適切に自己を弁護する能力、と理解する。筆者が観念するような解離性同一性障害患者たる被告人の場合、非難を自己に対するものとして受容する能力が失われるのは裁判時以前であり、裁判が、犯罪者を犯罪行為の故に非難し得るか否か、を最終的に判断する場である、というその本質に照らして考えるならば、「責任＝非難可能性」という定義に基づいて、「非難が受容され得ない」という意味で「責任非難を帰する前提としての精神的能力が失われている」と見るべきであり、これはやはり責任能力の問題として観念されるべき、と考えられるのである。

これに対し第2章で論じたように、私見に従えば、主人格が行為を行った場合には責任能力は否定されないことになる。平成19年度司法研究が示したように、「精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯したのか」ということが刑事責任能力の有無を判断する視座の1つとなるならば、主人格によって行われた犯罪は「もともとの人格に基づく判断によって犯された犯罪」ということになり、これに関しては主人格に完全責任能力を認めることができるのである。これに対し、副人格によって行われた行為に関しては「精神障害のために犯してしまった犯罪」ということになるので

²⁹ たとえば拙稿・前掲注7。「人格同一性と刑事責任能力」131頁。私見と同様に刑罰正当化の議論が行為時だけでなく裁判時・受刑時にも影響を及ぼすものとして捉える見解として、たとえば飯島・前掲注28、17頁。

³⁰ 解離性同一性障害と同様に、行為に関する記憶を被告人が有していない逆行性健忘に関して、これを訴訟能力の問題と位置づける見解として、指宿信「逆行性健忘と訴訟能力」町野朔他編『刑法・刑事政策と福祉』（2011・尚学社）150頁以下

あり、これに関しては責任能力を認めることはできない、ということはこれまで論じてきた通りである。

ここまでで、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断について再考するための土台を整えてきた。裁判例の流れとしても、確立した基準は未だ存在していないものの、従来の責任能力判断基準の単純な当て嵌めで解決するものではない、ということは認識されるようになってきていると思われる。しかし、いやむしろだからこそ、理論の側で、この認識の正当性を裏付け、この問題を判断するための基準を確立することが急務である。この基準は、被告人に対して害悪としての刑罰を科すことが許されるのは何故か、という刑罰正当化の議論から導かれるべきものであり、それを導くためには3章の最後で述べたように、近年注目されている応報刑のルネッサンスと呼ばれる議論に照らして考察することが適当である³¹。今後の検討課題として取り組んでいきたい。

なお、東京高等裁判所平成30年2月27日判決およびその第一審である静岡地方裁判所平成29年7月18日判決に関しては、静岡富士法律事務所の山本華子弁護士より、固有名詞の仮名処理などをして頂いた上で、そのコピーの提供を頂いた。心より深く感謝申し上げる次第である。

³¹ この「応報刑のルネッサンス」と呼ばれる立場は、刑罰の正当化根拠としての応報刑論に関して、一切の目的を否定したり、または目的刑論を前提としつつ制限枠としてのみ応報を捉える従来の立場とは異なり、「自由を普遍的に補償する法秩序の基礎づけを同時に行い、これと合致する形で従来とは異なる応報刑論の再構築（を行う：括弧内筆者）。・・・応報刑論のルネッサンスは、（当該犯罪者も含む）法秩序の構成員の自由の普遍的保障が（刑）法の目的であるとする立場と不可分の関係にある」（飯島・前掲注28.12頁）とするものである。